

申請の流れ

秋吉台国際芸術村へ電話 (0837-63-0020)

文化団体支援事業による施設の利用申し込み とお話しください。

事業内容を確認して、ご利用希望の日程で可能かどうかお調べします。

利用可能な日程

利用が不可能な場合

申請する事ができません。
再度日程について問い合わせをしていただくことは可能です。

申請書の作成

次の書類を作成し、芸術村に提出してください。

- (1) 文化団体支援事業申請書
- (2) 事業計画書
- (3) 事業収支予算書
- (4) 添付資料：参考となるパンフレット等

(1)～(3)の書類は、ホームページからダウンロードまたは、秋吉台国際芸術村で配布しています。
郵送を希望される方はお問合せください。

申請書の提出

申請書が提出されたら、支援の採択の審査を行います。同時に、施設の予約手続きを芸術村で行います。

支援採択 決定

支援採択が決定したら、内容について打合せを行います。

変更や内容の一部中止等あった場合は、別途申請書の提出が必要です。速やかにご連絡ください。

事業実施

支援不採択の場合

必ず貸館利用として事業を実施してください。
施設の予約を取り消すことはできません。

器具使用料の支払い

実施報告書の提出

終了後30日以内に実績報告書をご提出ください。